住民税を払いましょう！



総務省、法務省 と 札幌市のホームページの情報を基に作成。

住民税は、どんな税金？

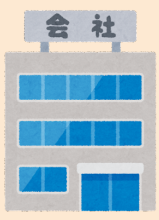
住民税は、住んでいる まち（市区町村）の役場に払う税金です。a)１月１日に日本に住所があって、b)給料などがある人は、外国人でも払う必要があります。1月2日の後に出国した場合も同じです。

どのように払いますか？

住民税を払う方法は、2つ あります：❶会社などが払う、❷自分で払う。

❶





会社などが払う －「特別徴収」

会社などが、毎月の給料から住民税を引いて、住んでいる まち（市区町村）の役場に払います。会社などで働く人は、自分で払いません。

※会社が住民税を払っているか、知りたい時は、給料の明細書を見てください。分からない時は、会社などに聞いてください。

❷





自分で払う －「普通徴収」

自分で払う時は、1) か2)の方法で払えます。

1) ６月頃に住民税の納付書が家に届きます。納付書を使って、銀行やコンビニなどで払います。

2) 住んでいる まち（市区町村）の役場が、銀行の口座から住民税を引きます。申し込みが必要です。

※1回で全部払うか、４回に分けて払えます。４回に分けても、払えない場合は、住んでいる まち（市区町村）の役場に相談してください。



在留期間更新申請などの入管の手続きをする時に、住民税を払っているか確認します。

※「永住許可申請」をする時は、特に確認が厳しいです。

仕事を辞めた場合はどうなりますか？

住民税が毎月の給料から引かれていた（特別徴収）人が、会社などを辞める場合は、払い終わっていない住民税を払う必要があります。下の❶～❸のいずれかの方法で払うことができます。どの方法にするかは、会社などに相談してください。



❶ 自分で払う。（普通徴収）

❷ 払い終わっていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、会社などが住んでいる まち（市区町村）の役場に払う。

❸ 新しく働く会社で、毎月の給料から引き続ける。（特別徴収）

帰国する場合の住民税について



仕事を辞めた後の住民税の払い方、帰国した後も払う必要があるかについて説明している多言語リーフレットです。

www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=1064208297700

外国人生活支援ポータルサイト「税金」



15の言語で「税金」について紹介する、出入国在留管理庁のウェブサイトです。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/